

## 第2章 2000年代のベトナム地方国有企業 国有企業 改革の地方レベルにおける含意

著者	石塚 二葉
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア 経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) <a href="http://www.ide.go.jp">http://www.ide.go.jp</a>
シリーズタイトル	研究双書
シリーズ番号	579
雑誌名	変容するベトナムの経済主体
ページ	[63]-94
発行年	2009
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2344/00011575">http://hdl.handle.net/2344/00011575</a>

## 第2章

# 2000年代のベトナム地方国有企業

——国有企業改革の地方レベルにおける含意——

石塚 二葉

### はじめに

ベトナムにおける大規模な国有企業再編の試みといえば、1990年代初頭の企業整理があげられる。当時、整理の主たる対象となったのは、慢性的な赤字を抱えた多数の零細地方国有企業であったといわれている。2000年代に入って、国有企業再編は再度加速している。「中小企業の整理」と「大企業の強化」が近年の国有企業改革の2つの方向性であるとする<sup>(1)</sup>、相対的に規模の小さい企業が多い地方国有企業セクターが再び企業整理の主たる標的となっていることは、半ば必然であるといえよう。

本章では、2000年代の国有企業改革プログラムの下において地方国有企業セクターに生じた変化を明らかにし、その過程で各地方および地方国有企業がどのような選択を迫られてきたかについて考察する<sup>(2)</sup>。事実、さまざまな指標から見て、2000年代は地方国有企業セクターにとってひとつの転換点であると考えられる。全国および地方経済に占める地方国有企業セクターの規模が急速に縮小しているばかりではない。2000年代の国有企業改革は、地方国有企業が経済において果たす役割を質的にも変化させつつあると思われる。いってみれば、より市場経済に適合的な地方国有企業セクターの構成へと再編が進んでいることがうかがわれるのである。他方、地方レベルにおいても

「大企業の強化」をめざす動きも見受けられ、変化の方向はひとつではない。しかしながら、企業の規模の大小を問わず、国有企業の存在意義が明らかにされ、かつ絞り込まれてきたことは、結果として地方国有企業セクターの構成に目に見える変化をもたらしつつある。これは、1990年代初頭の企業整理においては、国有企業の役割を限定するという視点が見られない点と対照的である。

このような地方国有企業セクターの変貌は、中長期的に見て、地方による政策執行および公共サービスの提供のあり方、ひいては他の社会経済セクターの発展にも影響を与える可能性がある。その意味において、本章の分析には一定の意義が認められよう。また、従来、1990年代以降の国有企業改革の成果に関する研究は、主として営利活動を行う国有企業を念頭に、企業活動に関する意思決定権の所在等、企業のパフォーマンスに影響を与える要因、または企業のパフォーマンスそのものの変化に関心を向けてきた<sup>(3)</sup>。また、地方国有企業を対象とした研究は、管見するところ、非常に少なかった<sup>(4)</sup>。本章は、ベトナムの国有企業改革に関するこれまでの研究成果を補足することをも意図している。

以下、第1節では、まず、1990年代初頭の国有企業改革の地方国有企業への影響、および2000年時点における地方国有企業セクターの構成について概観する。第2節では、2000年代の国有企業改革の指針を提供した3次にわたる首相決定、およびそれに従って作成された第1次の地方レベルの改革計画の内容を検討する。第3節では、統計資料にもとづき、2000～2006年にかけての地方国有部門の主要な変化を示す。第4節では、残された地方国有企業の大企業にはどのような企業があるか、その特徴を瞥見してみたい。

## 第1節 2000年以前の地方国有企業セクター

### 1. 1990年代初頭の国有企業改革の地方レベルにおける影響

1990年代初頭の国有企業再編の主たる根拠となった文書は、国有企業の設立と解体に関する1991年11月20日付閣僚評議会議定388号である。同議定は、中央省庁および各省・中央直轄市（以下、省と略記）人民委員会の長に対し、管轄下の全国有企業を対象に、再設立・再登録または解体の手続きをとることを要請した。各省庁および各省人民委員会の長は、管轄下の企業の再設立の申請ないし解体を、基本的に1992年第1四半期末までに行うこととされた<sup>(5)</sup>。

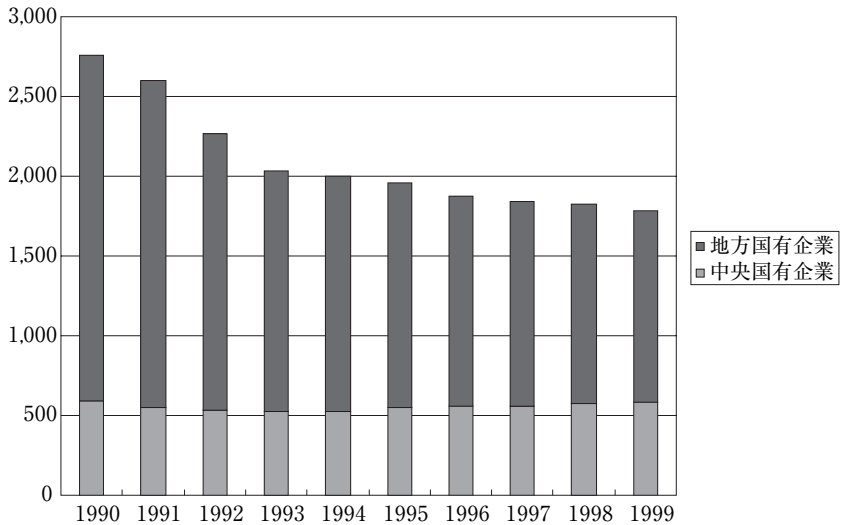
解体の対象となる企業とは、長期にわたり赤字を継続し、製品の変更や設備への再投資、組織改編（他の企業との合併や合作社への転換などを含む）等の方法によっても克服できないと判断される企業である。ただし、大規模企業や、重要な製品、サービスを提供する企業で、その解体が他の部門や企業に対し悪影響を及ぼす可能性があるものについては、当面、解体の方針はとられないこととされた<sup>(6)</sup>。もっとも、「大規模企業」や「重要な製品、サービス」の具体的な基準は示されていない<sup>(7)</sup>。

この議定が公布された当時は、主として地方管轄の赤字国有企業の問題が深刻であったといわれる。ある資料によれば、1989年には全国で約1万2000社の国有企業が存在し、うち1万389社が地方国有企業であった。当時、全国有企業のうち、4584社が赤字であったが、この赤字企業のほぼ9割が地方管轄の小規模企業であったという（Tran Hoang Kim and Le Thu [1992: 64-65]）。1990年代初頭の企業整理を経て、国有企業数は1995年にはほぼ半数の6310社となり、うち地方国有企業は4463社となった（Riedel and Turley [1999: 33]）。

整理対象となったのは、ほとんどが従業員100人未満の地方管轄の小規模企業であったという。整理された企業のうち、約2000社が清算され、約3000

図1 1990年代における工業部門国有企業数の推移

(単位：社)



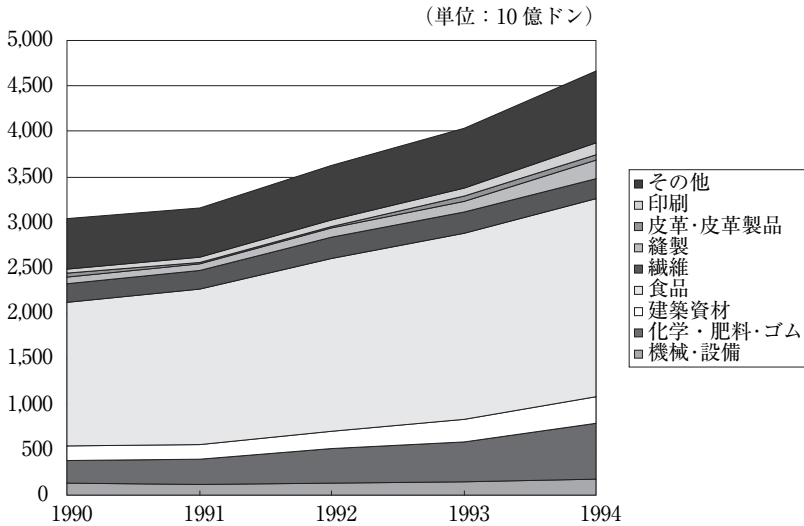
(出所) GSO [1996, 2000]。

社が他の企業へ合併された。清算された企業の資産は、多くの場合、国家または民間セクターの買い手へ売却された。これらの企業の総資産は、全国有企業の資産の4%に満たない程度であった (Van Arkadie and Mallon [2003: 126-127])。整理された企業数は大きかったが、企業活動全体から見た影響は限定的なものであったことが推測される。

以上のような改革の特徴は、工業部門の国有企業に関する統計からも読み取れる<sup>(8)</sup>。1990年以降の企業数の推移を見ると、工業部門の国有企業数は、1991～1993年にかけて最も大きく減少している (図1)。減少しているのはほとんど地方国有企業であり、中央国有企業の数は1990年代を通じてあまり変化がないことがわかる。

次に、このような工業部門地方国有企業数の減少が、その分野別構成にどのような影響を与えたかを見ておきたい。地方国有企業による工業生産額が企業部門全体の工業生産額に占める割合は、1990～1994年にかけて、21.7%

図2 地方国有企業による工業生産額の推移, 1990~1994年(1989年固定価格による)



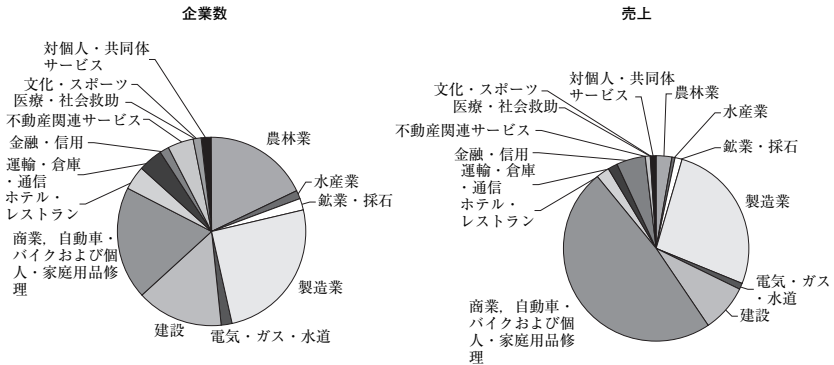
から20.1%へとほぼ横ばい、ないし漸減している。この間の地方国有企業による工業生産額の推移を示したものが図2である。

1990~1994年にかけて、工業部門の地方国有企業数は3割以上も減っている一方で、工業生産総額や各主要工業分野の生産額は順調に伸びていたことを図2は示している。この間、地方国有企業による工業生産額の分野別構成に突発的な変動があったようには見えない。この時期の企業整理は、少なくとも工業部門の中においては、国有企業の特定分野への集中ないし特定分野からの撤退という効果を持たなかったようである。

## 2. 2000年時点における地方国有企業の構成

ひと口に地方国有企業といっても、その中には上下水道やゴミ処理のような公共的な活動を行う企業から、製造、小売等、民間企業と同様の分野で活動している企業もある。ここでは、2000年代の改革の影響について論じる前

図3 地方国有企業の経済部門別内訳（2000年）



（出所） GSO [2002] をもとに筆者作成。

提として、2000年時点における地方国有企業の活動分野の構成、およびその地理的分布を簡単に見ておきたい。

地方国有企業の企業数および売上の経済部門別内訳は図3のとおりである。まず企業数を見ると、地方国有企業が集中しているのは、製造業（25%）、商業（19%）、農林業（18%）、建設業（15%）であり、これらの業種に企業数の77%が集中している。売上から見ると、約5割が商業であり、以下、製造業27%、建設業8%と続く。1社当たりの平均売上額が最も大きいのは金融・信用、次いで商業である。

わかりやすくするために地方国有企業数を1省当たりに換算すると、2000年時点で平均的なベトナムの省には約60の地方国有企業が存在していた。その構成は、おおむね農林業11社（具体的には、国有農場・林場や、育種、水利関連の企業等）、水産業1社、鉱業1社、製造業15社、電気・ガス・水道業1社（主として水道）、建設業9社、商業12社、ホテル・レストラン業2社、運輸業2社、金融・信用業1社（主として建設宝くじ）、不動産関連サービス3社、文化・スポーツ1社（出版、映画制作等）、および対個人・共同体サービス1社（ゴミ処理等）となる。

実際の各省における地方国有企業の企業数および業種構成は、地理的条件

や歴史的経緯、経済発展の度合い等によって異なっている。2000年時点で最も地方国有企業数が多いのはホーチミン市で303社であり、最も少ないのはビンフック省で16社である。

各省間の企業数の格差が生じているのは、主として企業数の多い4部門、すなわち製造業、商業、建設業および農林業部門における格差のためである。製造業、商業、建設業の各部門においては、ホーチミン、ハノイの両市が格段に多くの企業を有している<sup>9)</sup>。これらの2大都市を除いても、上記の3部門におけるハノイを除く紅河デルタの1省当たり企業数は、メコンデルタのそれの2～3倍に達している。また、農林業部門の地方国有企業数は、ダクラク省が全国一で58社を有し、中部高原4省の平均でも32社を数える。一方、メコンデルタでは、カマウ省の13社を入れても、12省の農林業部門の地方国有企業数の平均はわずか2社である。

これに対し、水産業、鉱業、水道、ホテル、運輸、金融、不動産、文化、対個人・共同体サービスの各部門では、多くの省で0～2社、9割以上の省で5社以下と、地域による地方国有企業数の差はあまりない。大まかにいって、省間で企業数の格差が大きい部門には民間経済主体と競合する活動を行う企業が多く、格差が小さい部門には公共的な性格を持つ活動を行う企業が多いと見てよいであろう。

## 第2節 2000年代の国有企業改革の地方における展開

### 1. 首相決定に示された指針

2000年代に入って、地方国有企業の整理統合は再度加速している<sup>10)</sup>。その主要な根拠となったのが、国有企業の分類基準を定めた3次にわたる首相決定である。

2002年の首相決定58号は、現存する国有企業を、100%国家資本を維持す



るもの、株式化し、その株式の50%超（支配株式）を国家が保有するもの、株式化し、その株式の50%以下を保有ないし全く保有しないもの等に分類する基準（活動分野、生産規模、資本規模等による）を定めている。それ以前にも同様の規定がなかったわけではない。たとえば、1998年の政府議定第44号は、同様に、株式化の対象とならない国有企業、株式化後、支配株式保有の対象となる国有企業を、業種や規模により特定している。しかし、44号議定は、国有企業の主管機関が株式化する企業を決定するための指針を与えるものであったのに対し、58号決定は、国有企業の主管機関に対し、管轄下のすべての国有企業について、同決定が示す基準に従って、国家所有を維持するか否かの方針を明らかにすることを求めた点において画期的であった。その意味において、同決定はむしろ1991年の閣僚評議会議定388号と対比しうるものであるといえる。

58号決定は、100%国家資本維持および支配株式保有の対象となる企業（すなわち、国有企業として残る企業）の活動分野をそれぞれ営利活動と公益活動に分けて列挙している。その概要は表1のとおりである。これらの基準に当てはまらない国有企業については、基本的に、①株式化し、国家が少数株式を保有するか、全く株式を保有しない、②資本金額50億ドン以下で株式化することができない企業については、売却または当該企業の労働者への譲渡、③長期的赤字の営利企業や任務を遂行することができない公益企業は、合併、解体、または破産、のいずれかの方法で整理することとされる<sup>11)</sup>。

58号決定は、2004年の首相決定155号、2007年の同38号と、2回にわたり改定されて今日に至っている。改定を重ねるたびに、国有企業として維持される企業の範囲は、基本的に限定されてきた。単純に項目数を数えるならば、58号決定においては、100%国家資本を維持する対象となる企業の活動分野は41項目（営利活動27項目、公益活動14項目）、支配株式を国家が保有する対象となる企業の活動分野は30項目（営利活動24項目、公益活動6項目）である<sup>12)</sup>。これが38号決定になると、100%国家資本を維持する企業の活動分野が19項目、支配株式保有の対象となる企業の活動分野が26項目となった<sup>13)</sup>。38号決

表1 58号決定の要旨

100% 国家資本を維持するもの	営利活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国家独占領域に属する分野（爆発物、毒物、放射性物質の生産・供給、全国規模の送電システム、全国および国際通信網、タバコ製造）</li> <li>② 資本規模200億ドン以上、過去3年の平均財政納付額30億ドン以上、先端技術を用い、マクロ経済の安定に貢献するという条件を満たす場合に対象となる分野（発電、石油・天然ガス・石炭等重要鉱物の開拓、一定の機械製品の生産、紙や繊維等一定の消費財や主要な食料品の生産、食糧の卸売、石油の卸売等19項目）</li> <li>③ 山岳地や遠隔地の農村住民、少数民族の生産発展および物的・心的生活の向上のために必要な活動</li> <li>④ 特殊な性質を持つ分野（教科書等を除く出版、建設宝くじ、および首相の決定にもとづく重要分野）</li> </ul>
	公益活動	紙幣・証紙の発行、航空管制、国防に関する分野、教科書等の出版、鉄道・空港システムの管理維持、主要な道路、水路、港湾システムの管理維持、大規模水利施設の管理・開拓、都市排水、街路照明等14項目
株式化し、その株式の50%超を国家が保有するもの	営利活動	上記②の営利活動の諸分野に該当し、かつ資本規模100億ドン以上、過去3年の平均財政納付額10億ドン以上という条件を満たす場合（19項目）、および砂糖・牛乳・食用油の生産、商品の検定、各種印刷、労働協力サービス、見本市の運営の5項目
	公益活動	動植物の育種、沖合漁業、車検、道路、水路システムの管理維持、主要な鉄道駅、ターミナルの管理維持、水利施設の管理・開拓の6項目

（出所） 58/2002/QD-TTgより筆者作成。

定の要旨は表2のとおりである。

なお、58号決定および155号決定は、同時に、総会社についても、活動分野、資本金、国家財政納付額、競争力の4点について基準を定め、これらの条件を満たさない総会社は、合併または解体という方法で整理することとしている。総会社の基準については、2つの決定の内容はほぼ同一である（活動分野は16項目、資本金額は原則的に5000億ドン以上等）。

これらの3つの首相決定の規定から、2000年代の国有企業再編の方針について、どのような特徴が読み取れるであろうか。まず、2000年代の国有企業再編においては、閣僚評議会議定388号と同様、「大規模企業」や「重要な製品、サービスを提供する企業」は整理対象から除かれている。より正確には、1990年代初頭の国有企業整理とは異なり、2000年代の国有企業整理において

表2 38号決定の要旨

100% 国家資本を維持するもの（第1条）	爆発物、毒物、放射性物質の生産・供給、国防に関する分野、全国規模の鉄道の管理・開拓、航空管制、テレビ・ラジオ、建設くじ、出版・新聞雑誌、通貨の印刷・鑄造、タバコ製造、大規模水利システムの管理・開拓、水源林・防衛林等の植林・防衛、政策信用等19項目	
株式化し、その株式の50%超を国家が保有するもの（第2条）	公益的な製品・サービスを提供する企業（第1項）	全国規模の鉄道システムの維持、科学映画・ドキュメンタリー映画・児童のための映画の制作、都市排水、都市照明、地質・気象水文に関する基礎的調査、動植物の育種および種の保存、ワクチン生産等9項目
	山岳地や遠隔地の少数民族同胞の生産発展および物的・心的生活の向上のために必要な活動を行う企業（第2項）	
	経済の均衡、市場安定化のための役割を果たす企業（第3項）	100MW以上の発電、石炭等の鉱物の開拓、石油・天然ガスの開拓・加工、航空輸送機器の製造・修理、一定規模の鉄・セメントの生産、基本的化学物質、化学肥料等の生産、ゴム・コーヒーの栽培・加工、新聞用紙・筆記用高級紙の生産、食糧の卸売、石油の卸売、年1億リットル超のビール生産等17項目

（出所） 38/2007/QD-TTg より筆者作成。

は、このような企業のみが国有企業として存続することとされているのである。利益を上げている企業であっても、これらのカテゴリーに当てはまらない企業は、整理対象となる。

第2に、「大規模企業」や「重要な製品、サービスを提供する企業」の基準は相当程度具体的になった。そして、38号決定を見るならば、第1条および第2条第1項に定められている諸分野は、総じて、通常、市場経済において公企業が活動する分野としてあまり違和感のないものが多いといえるであろう<sup>44</sup>。58号決定から38号決定にかけての規定の変遷も、基本的により市場経済に適合的な国有企業の構成へと絞り込む方向で行われてきたと見ることもできる。ただし、38号決定第2条第3項にはまだ相当に多様な分野が含まれ、また、総会社の活動分野にも多くの主要な産業分野が含まれている。

もうひとつの特徴としては、整理対象となる企業も、存続可能なものについては、株式化という形で独立した企業として存続することが想定されることがあげられる。1990年代を通じて株式化の経験が蓄積され、関連の規定等も整備されてきたことにより、企業としては存続可能であっても、国有

企業であり続ける（ないし100%国家が所有し続ける）必要はないと判断される企業を、独立した企業として存続させつつ国家の関与を薄めていくという選択肢が開けたのである。このことは、上記の国有企業の活動分野の絞り込みと表裏一体をなすものと考えられる。

## 2. 各省の国有企業改革計画（2003～2005年）

それでは、首相決定に示されたこのような方針は、地方レベルにおいてどのように実現されてきたのだろうか。前述したとおり、首相決定58号は、中央省庁その他の政府直属機関、91型総公司および各省人民委員会の長に対し、同決定の示す基準に従って国有企業改革計画を作成することを求めていた。これに応じ、2003～2005年を計画期間とする104の改革計画が作成され、首相の承認を受けた。うち地方各省の計画が61である。

これらの計画は、その後、首相決定の改定に合わせて改定された。基本的に、まず2003～2005年段階の計画を一部修正する形で2005～2006年の計画が作成され、次いで残存する国家100%所有企業を対象とする2007～2010年段階の計画が作成された。2005年企業法が国有企業の所有形態転換を2010年までに完了することを明記していることもあり、2010年という年は一連の国有企業再編が一区切りする年であると想定される<sup>15)</sup>。

61省が作成した第1次の改革計画（2003～2005年）の内容をやや詳しく見ていこう。各省の計画は、58号決定の分類に正確に対応しているものではないが、概略表3のようにまとめることが可能であると思われる。

計画の中には、新規設立企業や、既存の企業の一部を分離・独立させた企業も含まれるなど、厳密に計算することは難しいが、計画当初の企業数として、仮に表3の企業数をすべて合計すると3035社である。そのうち、計画終了時点で地方国有企業として存続していると考えられる企業は、「100%国家資本を維持する企業」、株式化企業のうち「50%超の株式を国家が保有する企業」および「初めて株式を売却する際に国家が少なくとも法定資本の51%

表3 全61省の地方国有企業改革計画（2003～2005年）

(単位：社)

<b>100%国家資本を維持する企業</b>	<b>960</b>
公益企業	332
営利企業	577
公益・営利の別不明	45
一人有限責任会社	6
<b>株式化</b>	<b>1,330</b>
50%超の株式を国家が保有する企業	338
初めて株式を売却する際に国家が少なくとも法定資本の51%以上を保有する企業	185
国家が50%以下の株式を保有，または株式を保有しない企業	777
株式化，国家の保有割合不明	30
<b>その他</b>	<b>570</b>
合併	248
譲渡，売却	124
賃貸	9
解体，破産	112
総公司等他の機関の管理下へ移転	35
事業単位に転換	42
<b>不明</b>	<b>26</b>
<b>農場・林場</b>	<b>149</b>

(出所) MPI [2004] より筆者作成。

(注) 1) 「公益企業」「営利企業」の категория 中にも約100の農場・林場が含まれている。

2) 61省中29省の計画に「初めて株式を売却する際に国家が少なくとも法定資本の51%以上を保有する企業」というカテゴリーがあるが，どのような企業が対象となるのか不明である。

以上を保有する企業」，および「農場・林場」の合計1632社，当初企業数の約54%であるとしよう<sup>16)</sup>。

ベトナムの統計年鑑で見る2002年末の実際の地方国有企業数と上の計画当初時点の企業数には300社ほどの差があるが<sup>17)</sup>，概してこれらの計画は包括的なものであったといつてよいと思われる。省によっては，計画作成時点までに処理方針が固まっていな企業について，一定期限までに追つて方針を決定して首相に報告する旨を明記しているものもある。

この表からわかることは，まず，株式化が実際に主要な企業整理の方法とされていることである。第1次の計画において，すでに株式化対象企業数は

100%国家資本を維持することとされる企業数を大きく上回っている。

ただし、株式化対象企業のうち、ただちに非国有化される企業は、約6割にとどまる。また、合併や中央管轄総公司等の管理下への移転の対象となる企業の数も少なくない。削減される企業の5社に1社程度は、このように非国有化もされず、解体もされない企業である。

しかしながら、株式化のうち非国有化されるもの、解体・破産、および譲渡・売却の件数の合計だけでも計画当初の全企業数の約3分の1に達する。これらを実質的な削減と見れば、数のうえでは相当大きいと評価できるであろう。

問題は、削減の中身、すなわち、削減された企業、残存企業がそれぞれどのような企業かである。各省計画は企業の名称しか明らかにしていないが、試みに100%国家所有を維持するとされている企業960社のうち、企業名から業種が推測できるものをざっと数えてみると、農場・林場および水利関連の企業がそれぞれ約110社、水道および建設くじの会社がそれぞれ約60社、道路管理改修および印刷分野の企業がそれぞれ約35社、都市環境分野の企業が約30社、出版、映画その他の文化的資材制作会社が約20社、車検および教科書・学校設備分野の企業がそれぞれ15社程度ある（以上で960社の過半数を占める）。その他、住宅、公共工事、育種、公園・ターミナル・港湾（の管理）、鉱業等の文言を企業名に含む企業も少なくない。

企業名から推測する限り、各省の計画において100%国家所有を維持することとされる分野は、58号決定に列挙された分野よりも多様なものを含んでいるようであるが、全体として58号決定の趣旨から大きく外れていることはなさそうである。すなわち、各省計画において100%国家所有を維持することとされる企業の多くが、市場経済における地方政府の公企業の活動としてあまり違和感のない分野の企業であると思われる。ちなみに、100%国家所有を維持する対象となる企業は、計画終了時点で存続する地方国有企業の65%を占める計算である<sup>18)</sup>。各省ごとに見ても、計画上、残存地方国有企業のうち、100%国家所有企業が50%未満なのは6省のみであり、反対に残存地

方国有企業が100%国家所有企業のみという省も4省ある<sup>19)</sup>。

以上のように、各省の国有企業改革計画は、58号決定を機械的に適用して企業を分類したといったものではないにしても、少なくとも表面的にわかる範囲では、おおむね首相決定の意図に沿った形で作成された模様である。そして、その帰結として、3年間で計画開始時点に存在した企業数の半数近くを削減することが見込まれている。実質的に国有セクターから削減されると見られる企業数だけでも、計画開始時点の企業数のほぼ3分の1に達する計算である。整理の対象となるのは小規模企業が多いことを考慮しても、再編の影響は小さくないであろうと予想される<sup>20)</sup>。

### 第3節 統計に見る地方国有企業セクターの変化（2000～2006年）

それでは、改革の進展にともない、地方国有企業セクターにどのような変化が現れてきたか、統計年鑑や企業センサスのデータを通じて見ていきたい。

#### 1. 地方国有企業セクターの縮小と1社当たり規模の拡大

まず、地方国有企業セクターの規模の変化を、企業数、労働者数、売上の面から確認する（表4）。地方国有企業の総数は、2000～2006年にかけて、3692社から1962社へと約47%減少した<sup>21)</sup>。経年の変化を見ると、2002年を除き、2000～2004年にかけては年10%程度、2005年、2006年にはそれぞれ13～14%ずつ、実数では年約300社から370社というペースで、総数が減少している<sup>22)</sup>。地方国有企業労働者数について見ると、2000年以降では2002年がピークとなっているが、その後、加速度的に減少しており、2006年では2000年時点から33%減である。売上については、実数は6年間で約5割増であるが、全企業部門売上に占める比率を見ると、ここでも着実に縮小してきているこ

表4 2000年以降の地方国有企業セクター企業数、労働者数、売上の変遷

(単位：社、人、10億ドン、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
地方国有企業数	3,692	3,358	3,311	2,947	2,629	2,261	1,962
対前年比	-	-9.0%	-1.4%	-11.0%	-10.8%	-14.0%	-13.2%
全企業に占める割合	8.7%	6.5%	5.3%	4.1%	2.9%	2.0%	1.5%
地方国有企業労働者数	787,321	762,846	815,438	800,988	732,511	605,201	526,633
対前年比	-	-3.1%	6.9%	-1.8%	-8.5%	-17.4%	-13.0%
全企業に占める割合	22.3%	19.4%	17.5%	15.5%	12.7%	9.7%	7.8%
地方国有企業売上	127,777	125,392	144,379	161,445	175,826	175,002	189,696
対前年比	-	-1.9%	15.1%	11.8%	8.9%	-0.5%	8.4%
全企業に占める割合	15.8%	14.0%	12.1%	11.2%	10.2%	8.1%	7.1%

(出所) GSO [2008a]。

とがわかる。

全国的に見ると、この6年間で地方国有企業に雇用される労働者は全企業労働者の22%から8%へ、同様に地方国有企業の売上は全企業売上の16%から7%へと減少した<sup>23)</sup>。これだけでも顕著な変化であるといえるが、省単位で見ると、この変化はより劇的なものになる。企業労働者数、売上に占める地方国有企業労働者数、売上の比率による各省の分布を示したのが表5である。省別データの中央値の変化をとると、この6年間で労働者数、売上ともに各省企業部門に占める比率が3分の1以下になっていることがわかる<sup>24)</sup>。

地方国有企業の地域的分布にはどのような変化があったであろうか。地方国有企業の企業数を1省当たりに換算すると、2000年時点では約60社であったことは先にふれたが、これが2006年には約31社となった<sup>25)</sup>。2006年では、100社以上の地方国有企業を持つのは、ホーチミン(229)とハノイ(127)の2市のみである。最少の省はハザン省でわずか2社となっており、地方国有



表5 企業労働者数・売上に占める地方国有企業労働者数・売上の比率の変化

地方国有企業労働者数 / 企業労働者総数	省・市の数	
	2000年	2006年
60%以上	8	0
50%以上60%未満	5	0
40%以上50%未満	16	0
30%以上40%未満	11	4
20%以上30%未満	12	15
10%以上20%未満	7	22
10%未満	2	23
地方国有企業売上 / 企業売上総額	省・市の数	
	2000年	2006年
60%以上	4	0
50%以上60%未満	7	0
40%以上50%未満	10	0
30%以上40%未満	18	4
20%以上30%未満	10	10
10%以上20%未満	8	22
10%未満	4	28

(出所) GSO [2002, 2008b]。

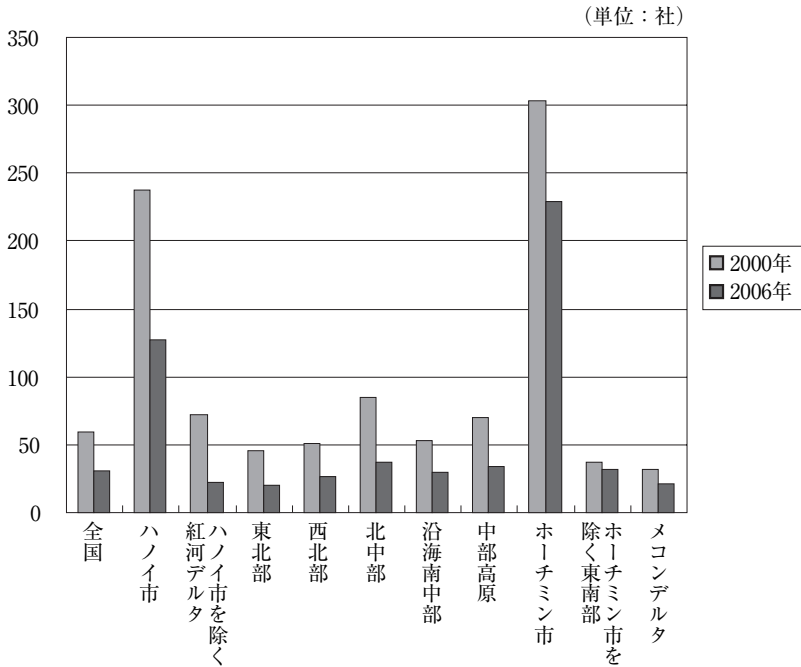
企業が10社以下の省は5省、20社以下の省は24省にも達している。

1省当たりの企業数の変化を地域別に見ると、図4のようになる。ホーチミン市、ハノイ市を除いても、2000年時点ではメコンデルタ地域の31.5社から北中部の84.5社まで、1省当たり平均企業数に大きな地域間格差があった。しかし、2006年には各地域とも20～30台と、2大都市を除けば、全体として地域間の平準化が進んできた<sup>26)</sup>。

主として民間企業と競合する活動分野において企業数の削減が進んできたとすれば、このような平準化が起こることは予想しうる。先に見たように、地方国有企業数の省間格差が大きかったのは、このような分野であったからである。すなわち、企業数の平準化は、各省における地方国有企業の活動分野の構成が、公共的な活動を中心としてある程度似通ったものになってきていることの表れではないかと考えられる。

企業レベルの変化を見ると、まず、資本規模の小さい企業が少なくなった

図4 地域別1省当たり地方国有企業数



(出所) GSO [2002, 2008b] をもとに筆者作成。

(表6)。58号決定における条件つき支配株式保有対象の企業の最低資本金額である100億ドンをひとつの目安として見ると、資本金100億ドン以上の企業の割合は、2000年では45%であったが(中央国有企業は80%)、2006年には72%まで上がっている(中央国有企業は90%)。

1社当たり資本金額は、2000年の約268億ドンから2006年の約1026億ドンへと4倍近くになった。企業数は約半減していることからわかるとおり、地方国有企業セクターの資本総額はこの間約2倍になっている。資本規模の小さい企業をさまざまな方法で整理する一方、存続企業の資本増加も行われてきたのである。資本規模が200億ドン以上の企業の本数は、6年間で3倍になった。

表6 地方国有企業の資本規模別内訳

(単位：社)

	総数	5億ド ン未満	5～10 億ドン	10～50 億ドン	50～100 億ドン	100～500 億ドン	500～2,000 億ドン	2,000～5,000 億ドン	5,000億 ドン以上
2000年	3,654	102	134	1,078	687	1,205	376	60	12
2006年	1,962	19	17	249	274	735	448	148	72

(出所) GSO [2002, 2008b]。

労働者数および売上について見ると、2006年の地方国有企業1社当たりの労働者数は268人、同売上は967億ドンであり、それぞれ2000年時点と比較して、25%増、178%増となっている。資本および売上から見た企業の平均的な規模については、2000～2006年の間に、地域間の格差が拡大する傾向が見られる(図5、図6)。

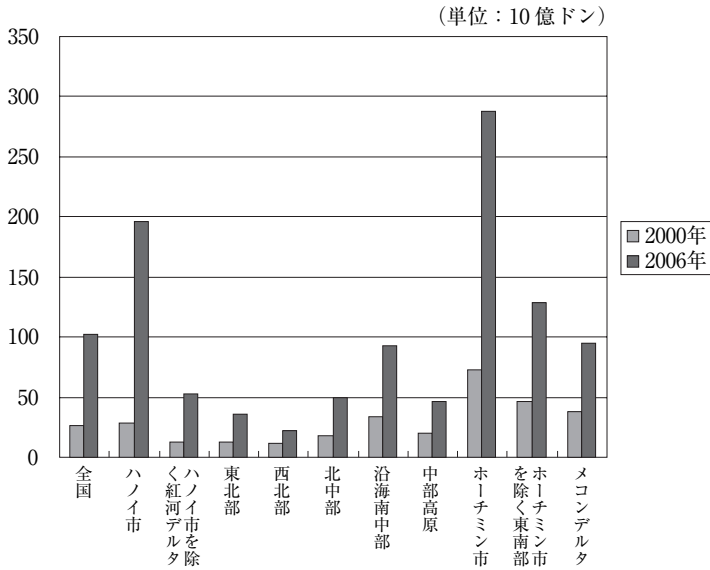
このように、さまざまな指標の変化から、2000年代の地方国有企業改革の影響がうかがわれる。地方国有企業セクターの企業数や労働者数は大幅に減少し、反面、企業1社当たりの規模は拡大してきた。2大都市を除いて、地域間の1省当たり地方国有企業数の格差は縮小し、各省における地方国有企業の活動分野の構成に一定の標準化が起こっていることをうかがわせる。他方、大規模企業にはより多くの資源が集中し、このような企業を擁する地方とそうでない地方との間の格差がますます明らかになってきている。

## 2. 工業部門企業の分野構成の変化

次に、実際に地方国有企業の活動分野の構成が変化してきたのかどうか、再び工業部門企業を対象に検討する。工業部門のうち、製造業企業による生産額の2000～2006年にかけての推移は図7のとおりである<sup>27)</sup>。

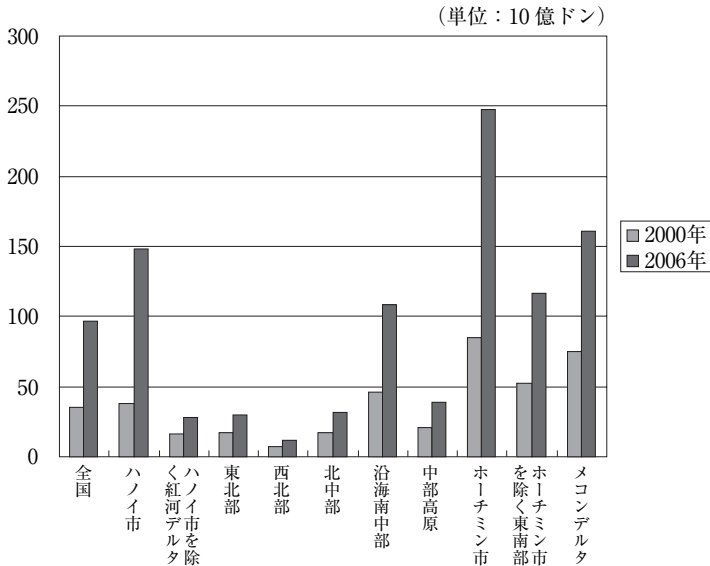
地方国有企業による製造業生産総額および(図には示されていないが)工業生産総額は、2004年を境に減少に転じている。地方国有企業による工業生産総額が実数でマイナスとなるのは、1990年代以降初めてのことである。その

図5 地域別地方国有企業1社当たり平均資本金額



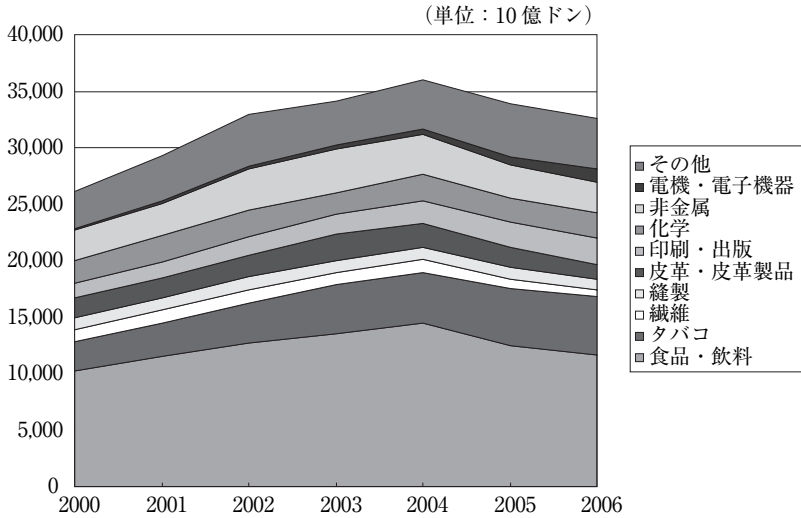
(出所) GSO [2002, 2008b] をもとに筆者作成。

図6 地域別地方国有企業1社当たり平均売上げ



(出所) GSO [2002, 2008b] をもとに筆者作成。

図7 地方国有企業による工業生産額（製造業）の推移，2000～2006年  
（1994年固定価格による）



(出所) GSO [2008a] をもとに筆者作成。

原因は、いくつかの主要工業分野で2004年頃を境に突然生産額が減少に転じたことである。この傾向は、食品、皮革、非金属の各分野に明らかである。これらは、一部の製品を生産する大規模企業を除き、国家所有の対象外となる分野である。

他方、2004年の前後を通じて着実に生産額を増やしている分野もある。タバコ、電機・電子機器、印刷・出版等の各分野である。タバコと出版は38号決定においても100%国家所有対象となる活動分野であり、また電機・電子機器も58号決定では条件つき100%国家所有対象、155号決定では条件つき支配株保有対象となる活動分野に含まれている<sup>28)</sup>。

地方国有企業による生産額が明らかに減少している分野では、企業数も減少していると見てよいであろう。すなわち、工業部門においては、国家所有の対象外となる分野の企業が減少し、引き続き国家所有の対象となる分野の企業の比率が上がっていると見られる。工業部門について見る限り、2000年

代の企業整理は、実際に企業の活動分野をひとつの主要な基準として、選択的に行われている模様である。上で見たような変化は、まだここ数年の現象にすぎないが、以上に見てきた改革の方向性と合致しており、改革の方向性が変わらない限り、今後も同様の傾向が続くことが予想される。この傾向が工業部門以外にも一般化できると仮定すれば、地方国有企業セクターの構成は、首相決定の方針に基本的に沿った形で変化しつつあるとあってよいと思われる。

#### 第4節 地方国有企業の大企業

最後に、2000年代半ばにおいて存在する地方国有企業の主要な大企業にはどのようなものがあり、どのような分野で活動しているのか、その特徴を簡単に見ていきたい。

手がかりとするのは、チェシャーらが行ったベトナムの大企業200社の調査である (Cheshier and Penrose [2007])。彼らは、労働者数、資産、売上の3つの指標について全企業の順位づけを行い、その3つの順位の平均によりベトナムのトップ200社を抽出した。地方国有企業は国内企業トップ200の中に29社含まれている<sup>29)</sup>。29社の名称と活動分野、所在地は表7のとおりである。なお、表7中の企業はすべて、同報告書の調査時点で国有企業法上の地方国有企業または地方所有の一人有限会社の形態をとっている企業であるが、その後すでに株式化された企業 (APTCO, DOCIMEX, TANIMEX 等) や株式化予定の企業も少なくない。

第1に気がつくことは、一見してやはりホーチミン、ハノイの2大都市の企業が多いが、それ以外の省にも大企業は散在していることである。地域的には南部の省が多い。29社中21社が東南部またはメコンデルタの省の企業である (うち、ホーチミン市が11社)。

第2に、最近設立された総公司が多いことである、上のリストには、総公

表7 地方国有企業の主要企業29社（順位）は国内企業200社中の順位

順位	英文名称	略称	活動分野	所在地
24	Saigon Tourist Holding Company	Saigontourist	ホテル	ホーチミン
29	Hanoi Public Service and Transportation Co.	TRANSERCO	旅客輸送	ハノイ
37	Khanh Viet Corporation	KHATOCO	タバコ製造	カインホア
40	HCMC Water Supply Co.	SAWACO	水道	ホーチミン
50	Thanh Le Commercial Import Export Co.	THALEXIM	石油卸売	ビンズオン
85	Can Tho Agricultural and Animal Products Company	CATACO	水産物加工	カントー
88	Binh Duong Trading Investment and Development Corporation	BECAMEX	建設	ビンズオン
93	Hanoi General Production and Import-Export Company	HAPROSIMEX	縫製	ハノイ
97	Phu Yen Material Company	PYGEMACO	石油卸売	フーイエン
100	Vissan Import Export Corporation	Vissan	食肉加工	ホーチミン
103	Can Tho Sea Product Processing Export Enterprise	CASEAFOOD	水産物加工	ハウサン
105	Saigon Agriculture Corporation	SAGRI	肥料製造	ホーチミン
124	Binh Duong Production and Import Export Co.	PROTRADE	縫製	ビンズオン
127	Hanoi Trade Corporation	HAPRO	農林産品卸売	ハノイ
129	Saigon Transportation Mechanical Corporation	SAMCO	自動車修理	ホーチミン
131	An Giang Agriculture and Foods Import Export Co.	AFIEX	穀物卸売	アンザン
144	Ninh Thuan Agricultural Products Export Co.	NITAGREX	食料品製造	ニントウアン
145	Dong Nai Agricultural Products and Food Processing Import Export Co.	DONAFODDS	パン製造	ドンナイ
152	Aquatic Food Trading Company	APTCO	水産物加工	ホーチミン
162	Hanoi Clean Water Company		水道	ハノイ
166	HCMC Urban Environment Co.		ゴミ処理	ホーチミン
170	Dak Lak Rubber Co.	CIENCO	工業植林	ダクラク
172	Saigon Culture Company	DAKRUCO	出版・印刷	ホーチミン
180	Dong Thap Import Export Trading Co.	SCPC	穀物卸売	ドンタップ
184	Production Service Import Export Co.	DOCIMEX	土地賃貸	ホーチミン
195	Ben Thanh Tobacco Co.	TANIMEX	タバコ製造	ホーチミン
136	Tim Nghia Import Export Co.		石油卸売	ドンナイ
163	Saigon Petro Co.		石油卸売	ホーチミン
165	Thang Long Metal Ltd.	Saigon Petro	刃物等製造	ハノイ

(出所) Cheshier and Penrose [2007]。

(注) 1) 表の下から3社は地方所有の一人有限会社(当時)。

2) 表中の企業には、おそらく省級人民委員会管轄の企業以外の企業であって、各省国有企業改革計画に含まれていないものがある。

司本体が9社、総会社のメンバー企業が（確認できた限りで）1社含まれている<sup>30)</sup>。総会社9社のうち、7社が2000年代に入ってから設立されている<sup>31)</sup>。また、総会社でない企業も含め、親会社=子会社モデルの適用を受けている企業は、確認できた限りで12社ある<sup>32)</sup>。中小企業の整理の反面、大規模企業の統合・強化が進められてきたことの証左であろう。

第3に、これらの大企業の活動分野は、民間と競合するものが多いことである。水道（2社）、ゴミ処理（1社）、旅客輸送（公共バス：1社）<sup>33)</sup>等の公共サービス分野の大企業が存在することは、地方国有企業の大企業の特徴のひとつであるといえようが、これらは全体の一部にすぎない。その他に、タバコ製造、出版、石油卸売等、現時点では国家部門の独占となっている活動に従事している企業もある。これら以外の多くの企業は、現時点でも民間と競合する分野で活動している。たとえば、製造業部門の企業を見ると、農・水産物加工等、輸出向け軽工業製品の生産を主として行っていると見られる企業が全14社の半数を占める。大企業の多くは多業種にまたがった活動を行っており、主要な活動分野以外も含めれば、競合する部分はさらに大きくなる。

第4に、地方国有企業の大企業には、その決して長くない歴史において、主たる業種を一度ならず転換しているものや、相当異なる多業種にまたがる活動を行っている企業が見受けられる。具体的には、中央計画システムの解体による役割の喪失、COMECON解体による主たる輸出市場の喪失、国有企業再編にともなう他の企業との合併、輸出入活動の自由化の進展などが契機となって、活動の方向を転じたり、新しい分野を開拓したりしてきた例が見られる<sup>34)</sup>。独占的な活動分野に安住しているように見える大企業であっても、市場経済化にともなう大きな環境変化に次々と対応を迫られてきたことがうかがわれる。近年、企業の合併やグループ化が進んでいることも、このような流れの一環と見ることができよう。



## 結語

現下の国有企業改革はいまだ進行中であり、またこれまでの成果についても、その評価に十分なデータがそろっているとは到底いい難い。しかしながら、その地方における展開に着目すると、一連の重要な変化の兆しを見て取ることができる。従来、各省は、その地理的条件や経済社会状況等に応じて、相当に多様な地方国有企業セクターを構築してきた。近年の企業再編は、このような状況に一定の歯止めをかける形になっている。地方国有企業は、市場経済におけるより典型的な公企業または主要産業分野の大企業に絞られてきた。これらに該当しない企業は、株式化等によって国有企業のステータスを手放すか、合併や国有企業グループへの参加等の組織改編によって国有企業の範疇にとどまるかの選択を迫られることになった。そして、少なからずの企業が、実際に非国有化の道へ進んだ<sup>33)</sup>。

その結果、全体として見ると、各省の地方国有企業数およびその活動分野の構成には、一定の標準化が起こっていることが観察される。残される地方国有企業セクターに共通する部分は、公共サービスと総称しうるような活動に従事する企業群である。もっとも、現段階においても、少なからずの大規模地方国有企業が、本業ないし副業として、民間企業と競合する分野で活動している。近年の企業再編においては、中小企業整理の一方、これらの大規模企業の統合・強化も進められてきた。しかし、このような大企業を含めても、全体として地方国有企業セクターの活動規模は縮小しており、それもとくに民間企業と競合するような分野において縮小しているのである。

留意すべき点をひとつあげるならば、地方国有企業が実質的にある分野から撤退したといえるかどうかについては、別途検証の必要があるということである。ベトナム・コンペティティブネス・イニシアティブが2005年以来毎年行っている「ベトナム省別競争力指標」(Vietnam Provincial Competitiveness Index) 調査には、各省の株式化政策の評価や、株式化された企業と地方政

府の癒着の有無等についての民間企業の意識調査の項目が含まれている。同調査の2008年版報告書では、調査に回答した企業のうち、最も少ない省で17%、最も多い省で42%が、地方政府と株式化された企業との癒着がビジネスの障害になっていると回答している（VNCI [2008]）。一見、地方国有企業の整理が進んでいても、実態として旧態依然という事例がある（少なくともそう認識されている）ことを示唆するものであろう。

その他にも、残された公益分野の企業がその目的にかなった活動をしているのか、大規模地方国有企業の中でもさらに選別が進んでいくのか、各地方における改革へのアプローチにはどのような違いがあり、その違いは各地方の行財政のあり方にどのような影響を与えるか等、多くの問題が残されている。ベトナムの地方国有企業改革の動向には今後とも注目していく必要があるだろう。

[注] \_\_\_\_\_

- (1) Cheshier et al. [2006] は、ベトナムにおける国有企業改革の特徴を、「大をつかみ小を放つ」という中国の国有企業改革の標語を借用して形容している。
- (2) 2003年改正以前の国有企業法においては、国有企業とは、国家が資本を提供し、設立、組織、管理を行う企業とされていた。2003年国有企業法においては、100%国家資本の国家会社に加え、国家が支配的な株式、出資金を有する株式会社、有限会社も国有企業に含まれることとなった。地方国有企業とは、このような企業のうち、地方の管轄下にあるものを指す。具体的には、省・中央直轄市の人民委員会の管轄下の企業が主であるが、県級人民委員会や中央省庁の出先機関、党その他の団体の地方支部に属する企業もある。
- (3) このような研究として、秋葉 [2000]、Malesky et al. [1998]、Vu Quoc Ngu [2002]、CIEM [2002] など。
- (4) 地方国有企業を扱った研究としては、Gainsborough [2003, 2007]、Cheshier et al. [2006]、VNCI [2008] など。前三者はいくつかの地方国有企業を事例として取り上げており、VNCI [2008] は民間セクターの発展という観点から各省の経済ガバナンスを評価するための指標に地方国有企業数の変化などを含めている。
- (5) 1991年11月25日付閣僚評議会主席指示393号。
- (6) 1990年9月1日付閣僚評議会議定315号、第1、2条。ちなみに、同議定第

12条によれば、「解体」の具体的な方法には、企業の全部または一部の合併、売却等の選択肢も含まれていた。

- (7) Van Arkadie and Mallon [2003: 126, 149] は、「政府は1991年11月にすべての国有企業に再登録または閉鎖を要請する議定を公布した。その議定は、国有企業を設立するための基準を設定しており、戦略的でない企業についての主要な基準は商業的存続可能性であった」、「戦略的国有企業とは、定義はされていないが、国防に貢献する企業、パブリック・ユーティリティ、および基本的な生産要素（鉄、セメント等）の生産または重要なサービス（銀行等）に携わる企業を含むと理解されていた」と記している。
- (8) 工業部門の企業数は、1995年で国有企業全体の約3割を占める。
- (9) ホーチミン市、ハノイ市を除いた1省当たり平均地方国有企業数は、製造業12社、商業10社、建設業8社である。これに対し、これらの部門におけるホーチミン市の地方国有企業数はそれぞれ120, 54, 47, ハノイ市では同76, 45, 42であり、これらの部門で両市の企業数が占める比率はそれぞれ21%, 14%, 16%である。
- (10) 近年のベトナムの国有企業改革全般の方向性や制度的な発展については、石田 [2008] や Cheshier et al. [2006] に詳しい。ベトナムの国有企業改革の沿革についてのより包括的な資料としては、Mekong Economics [2002] が参考になる。
- (11) 国有企業の売却、譲渡等については、1999年の政府議定103号、2002年の同49号等に規定がある。また、2004年の政府議定180号は、国有企業の設立、組織再編（合併、分割等）および解体の条件や手続き等について定めている。
- (12) ただし、とくに58号決定においては、ひとつの「項目」の中に多数の製品を列挙してあるものが多い。たとえば、資本規模等の条件つきで100%国家所有対象とされる「一定の消費財や主要な食料品の生産」は、ここでは1項目と数えたが、その中には、新聞用紙・筆記用紙、繊維、年30億ページ超の印刷、製塩、年5000万リットル超のビール生産、年1000万リットル超の酒生産の6小項目が含まれている。
- (13) さらに、58号決定では、100%国家資本維持の対象となる企業の活動分野に「山岳地や遠隔地の農村住民、少数民族同胞の生産発展および物的・心的生活の向上のために必要な活動」および「その他首相の決定にもとづく重要分野」が加わっている。38号決定では、支配株式保有対象企業の活動分野に「山岳地や遠隔地の少数民族同胞の生産発展および物的・心的生活の向上のために必要な活動」が加わっている。
- (14) たとえば、西尾 [2000: 146-147] は、公的所有のみを要件として「公企業」を定義しているが、公企業は、一般に、「市場の失敗」が存在する事業や、国または自治体の財政収入を補完する事業等、公共的な目的を持った諸事業を

経営すると述べている。

- (15) ただし、2008年には、株式市場の低迷により、2010年までの全国有企業の所有形態転換という目標は延期された模様である（“SOE equitisation speeds up”, *Viet Nam News*, July 14, 2008）。
- (16) 「株式化、国家の保有割合不明」, 「不明」は除く。国有農場・林場の改革については独自に一連の規定があるため、多くの農場・林場が一般の国有企業とは区別して扱われている。基本的な改革の方向は、現存する農場・林場を、営利活動を主とするものと公益活動を主とするものに分類し、それぞれ適切な組織形態に転換すること（営利活動を主とするものについては、農業会社、林業会社に転換）、非効率な農場・林場については解体することである。これらの方針は、2004年9月の国有農場に関する議定170号および同年12月の国有林場に関する議定200号によって具体化された。*Ha Noi Moi* (April 17, 2008) の記事によれば、過去2年間の改革努力により、342の農場のうち314および355の林場のうち353が会社化されたという（中央管轄、地方管轄の内訳は不明）。ただし、これらの農業会社、林業会社は、非国有化されたわけではないようである。
- (17) この差は、主として、統計年鑑の数値には、株式化されることがすでに決定しているが、まだ手続きを完了していない企業が含まれていることによるものと推測される。国有企業刷新発展指導委員会によれば、2004年には、地方国有企業1社を株式化するために平均422日を要したという（“Co phan hoa doanh nghiep nha nuoc: Can co su quyet tam tu nhieu phia”, *Sai Gon Giai Phong*, February 25, 2005）。また、各省改革計画には、省人民委員会の管轄下の企業以外の地方国有企業（たとえば地方党支部所有の地方国有企業等）が含まれていないことも、各省改革計画上の企業数の合計と統計年鑑による企業数との差が生じる一因であると推測される。
- (18) 農場・林場を除く。また、これらの計画策定以前に株式化され、国家が支配株式を保有する企業については、ここでは考慮しない。
- (19) 100%国家所有企業が残存企業の50%未満であるのは、ハイズオン、クアンニン、タイニン、ビントゥアン、アンザン、ベンチュエの各省。残存企業が100%国家所有企業のみであるのは、ハタイ（2008年ハノイ市に統合）、バクニン、コントゥム、ビンフォックの各省。
- (20) 実際に各省計画がどれだけ実行されたかは明らかでないが、かなりの程度実行されたのではないと思われる。たとえば、2004年11月29日付国有企業刷新発展指導委員会公文152号は、2004年1～11月の11カ月間における5省庁および3中央直轄市の国有企業改革計画の実施状況について、首相に報告している。それによると、ハノイ市は11カ月間で計画の89.3%（株式化のみ）、ホーチミン市は同76.5%、ハイフォン市は同71%を達成したとされる。この達

成率は、前年に処理しきれなかった案件のくり越しなども含む各年の計画の達成率であると思われる。また、世銀は、104の国有企業改革計画の全対象企業のモニタリングを行うプロジェクトを支援している。

- (21) 企業数等については、同じ統計総局の同時点のデータでも統計年鑑の数値とセンサスの数値で若干のずれがあることがある。恐らくセンサスでは速報値が掲載されていることによるものと思われる。たとえば、2000年末時点の地方国有企業総数は、統計年鑑によると3692であるが、企業センサス（GSO [2002]）では3654である。
- (22) 2003年に国有企業の定義が変わって、以前より広くなったことを考慮すれば、実質的な削減幅はより大きいと思われる。
- (23) このような急激な変化は、地方国有企業再編の進展と他部門の相対的に早い成長があいまって実現したものであろう。
- (24) これは、地方国有部門の規模が相対的に大きいホーチミン市、ハノイ市等では、他の地方にくらべ、企業部門全体が発展しているため、企業部門全体に占める地方国有部門の比率は相対的に低くなる傾向があるのに対し、その他多くの省では、地方国有部門が地方経済に占める割合が相対的に大きいことによる。こうして見ると、2000年時点では、地域経済の地方国有企業依存度がまだ相当高かったことにも気づかされる。2000年時点においては、61省中、地方国有企業が企業部門労働者数に占める割合が5割以上の省が13、同企業売上に占める割合が5割以上の省が11もあったのである。ただし、企業センサスのデータは企業の本社の所在地に計上されるため、労働者数、売上等の数値は実際よりも大都市部に集中して表れる。すなわち、実際の地方国有企業依存度は、ホーチミン、ハノイにおいて統計の数値よりも大きく、他の地方において統計の数値よりも小さいと推定される。
- (25) 2000年末時点の省の数は61、2006年末時点の省の数は64である。
- (26) 他方、ホーチミン、ハノイ両市の企業数の合計は、全地方国有企業の約15%から約18%へと増加し、企業数の面では2大都市への集中がやや進んでいる。ちなみに、他の中央直轄市では、ハイフォンは2000年で142社、2006年でも47社と企業数が多い方だが、ダナンは2000年で61社、2006年で31社、2004年に中央直轄市として設置されたカントーは2006年で36社と全国平均並みである。
- (27) 統計年鑑の工業統計の分類方法は、1995年を境に変更された。したがって、本稿第1節のデータと本節のデータは異なる分類方法にもとづいている。現行の分類方法によれば、工業部門には鉱業、製造業、電気・ガス・水道の3部門が含まれる。2000年以降の各年において製造業生産額は工業生産額の9割超を占めている。なお、統計年鑑から得られる2000年の工業生産額の分野別構成は、企業センサスデータから得られる同年の工業部門地方国有企業の

売上の分野別構成と近似している。

- (28) ちなみに、統計年鑑の分野名はベトナム語では「San xuất thiet bi dien」ないし「San xuất may moc va thiet bi dien」であり、首相決定58号および155号の文言は「San xuất cac san pham co khi: Thiet bi ky thuat dien va vat lieu dien」である。
- (29) 国内企業トップ200中、国有企業法上の中央国有企業は117社、中央所有の一人有限会社は2社である。その他、国有企業と外資の合弁企業14社、国家が支配株式等を保有する株式会社・有限会社8社などがあり、外資との合弁企業には地方国有企業との合弁企業も含まれるが、本節では割愛した。
- (30) ベンタインタバコ会社も、2005年に親会社＝子会社モデルを適用する総会社として設立されたサイゴン工業総会社の親会社に改組されており、ここでは総会社として数えた。
- (31) 計画投資省のウェブサイト (<http://www.mpi.gov.vn/ttk-tx.aspx?Lang=4&mabai=1528>, 2009年2月4日アクセス) によれば、2000年2月末時点において、90型の総会社は全国で76社あったが、地方管轄下の総会社はそのうちの9社にすぎなかった。
- (32) 親会社＝子会社モデルについては、石田 [2008] および本書第1章を参照。
- (33) 旅客輸送を主たる活動分野とするのは TRANSERCO 1社であるが、SAMCO も公共バスを運営している。
- (34) 若干の例をあげると、ビンズオン省の BECAMEX は、1976年にベンカット県総合商業会社として設立され、農産物の買い付け・加工、消費財の販売を行っていた。1992年、他の7つの赤字国営企業を統合したことを契機に、コーヒー、ゴム、コショウ、木工芸品等の地元の特産物の製造・販売という新しいビジネス分野を開拓した。1996年以降、貿易自由化に対応して、同社は業務の多角化をすすめて、工業団地開発、建設業、証券業などの分野へ参入している (FEI [2003: 425-428])。現在の主たる活動分野は、建設業である。ちなみに、同社は、ベトナムにおける工業団地開発のモデルとして計画され、ビンズオン省の工業化の転換点となったとも評されるベトナム＝シンガポール工業団地の開発に携わり、同工業団地の49%の株主である。

また、フーイエン省の PYGEMACO は、1981年、トゥイホア市社物資供給会社として設立され、もっぱら肥料、農薬、セメント等の販売を行っていた。1992年12月、フーイエン総合物資会社として再設立される。(主として輸出活動に従事していた模様であるが) クォータ依存の輸出の脆弱さを危惧して、1995年、輸出向けカシューの加工会社を設立。現在、ベトナム最大のカシュー輸出企業のひとつ。また、1999年には、同社が投資したフーイエン省で初めての石油貯蔵施設が始動した (<http://baophuyen.com.vn/portals/0/Quangcao/vtth/baopy.htm>, 2009年2月4日アクセス)。現在の主たる活動分野は石油卸売

である。

- (35) 実際にこのような「選択」が誰によってどのように行われたのかは、個別の事例を検討してみなければわからないが、企業側も決して一律に株式化に消極的ということではなかったのではないかと思われる。Cheshier et al. [2006: 9] は、1997年以降、国有企業株式化の件数が増加してきた理由として、関連の規定が整備されてきたことに加え、民間セクターの活動環境が改善し、株式化という選択肢が企業関係者にとってより魅力的なものになってきたことを指摘している。

### 〔参考文献〕

#### <日本語文献>

- 秋葉まり子 [2000] 「国営企業の改革と内部構造の変化」(白石昌也編『ベトナムの国家機構』明石書店 295-324ページ)。
- 石田暁恵 [2008] 「WTO 加盟後の国有企業——株式化と企業グループ——」(坂田正三編「変容するベトナム経済と経済主体」調査研究報告書 アジア経済研究所 19-53ページ)。
- 西尾勝 [2000] 『行政の活動』有斐閣。

#### <英語・ベトナム語文献>

- Central Institute of Economic Management (CIEM) [2002] “Viet Nam’s Equitized Enterprises: An Ex-post Study of Performance, Problems and Implications for Policy,” Discussion Draft (available at [http://siteresources.worldbank.org/INTVIETNAM/VIETNAMESE/Resources/other\\_reports\\_post\\_equitization.pdf](http://siteresources.worldbank.org/INTVIETNAM/VIETNAMESE/Resources/other_reports_post_equitization.pdf), retrieved 4 February 2009).
- Cheshier, Scott, and Jago Penrose [2007] *Top 200: Industrial Strategies of Viet Nam’s Largest Firms*, UNDP Viet Nam Policy Dialogue Paper.
- Cheshier, Scott, Jago Penrose and Nguyen Thi Thanh Nga [2006] *The State as Investor: Equitisation, Privatisation and the Transformation of SOEs in Viet Nam*, UNDP Viet Nam Policy Dialogue Paper 2006/3.
- Foreign Economic Information Joint-stock Company (FEI) [2003] *Binh Duong: New Image in Century XXI*, Nha xuất ban Chinh tri quoc gia.
- Gainsborough, Martin [2003] *Changing Political Economy of Vietnam: The Case of Ho Chi Minh City*, London: RoutledgeCurzon.
- [2007] “Globalisation and the State Revisited: A View from Provincial Vietnam,”

*Journal of Contemporary Asia*, Vol.37, No.1, pp. 1-18.

- Malesky, Edmund, Vu Thanh Hung, Vu Thi Dieu Anh, and Nancy K. Napier [1998] “The Model and the Reality: Assessment of Vietnamese SOE Reform – Implementation at the Firm Level,” Working Paper Number 154, The William Davidson Institute (available at <http://wdi.umich.edu/files/Publications/WorkingPapers/wp154.pdf>, retrieved 4 February 2009).
- Mekong Economics [2002] “SOE Reform in Vietnam: Background Paper” (available at [http://www.mekongconomics.com/Document/Publications/2002/MKE\\_%20SOE\\_%20Reform%20in%20Vietnam.pdf](http://www.mekongconomics.com/Document/Publications/2002/MKE_%20SOE_%20Reform%20in%20Vietnam.pdf), retrieved 4 February 2009).
- Ministry of Planning and Investment (MPI) [2004] *Cac co quan chinh phu va chuong trinh sap xep doanh nghiep nha nuoc / Government Agencies and State Businesses Renovation Programs*, Hanoi: Nha xuất bản thông ke.
- Riedel, James, and William S. Turley [1999] “The Politics and Economics of Transition to an Open Market Economy in Viet Nam,” OECD Development Centre, Working Paper No.152.
- Tran Hoang Kim and Le Thu [1992] *Cac thanh phan kinh te Viet Nam: Thuc trang, xu the va giai phap / Economic Sectors in Vietnam: Situation, Tendency and Solutions*, Hanoi: Nha xuất bản thông ke.
- Van Arkadie, Brian, and Raymond Mallon [2003] *Viet Nam: A Transition Tiger?*, Asia Pacific Press at the Australian National University.
- Vietnam Competitiveness Initiative (VNCI) [2008] “The Vietnam Provincial Competitiveness Index 2008: Measuring Economic Governance for Private Sector Development,” VNCI Policy Paper #13.
- Vu Quoc Ngu [2002] “The State-owned Enterprise Reform in Vietnam: Process and Achievements,” Visiting Researchers Series No.4, Kyoto: Institute of Southeast Asian Studies.

<統計資料>

- General Statistics Office (GSO) [1996] *Nien giam thong ke 1995 / Statistical Yearbook 1995*, Hanoi: Nha xuất bản thông ke.
- [2000] *Nien giam thong ke 1999 / Statistical Yearbook 1999*, Hanoi: Nha xuất bản thông ke.
- [2002] *Ket qua dieu tra toan bo doanh nghiep 1-4-2001 / The Results of the Enterprise Census at 1st April 2001*, Hanoi: Nha xuất bản thông ke.
- [2005] *Nien giam thong ke 2004 / Statistical Yearbook 2004*, Hanoi: Nha xuất bản thông ke.
- [2008a] *Nien giam thong ke 2007 / Statistical Yearbook of Vietnam 2007*, Hanoi:



Nha xuất bản thống kê.

— [2008b] “Annual Enterprise Survey Data as of 31-12-2006,” unpublished.